

令和5年度 愛知県内部統制評価報告書

愛知県知事大村秀章は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

愛知県知事大村秀章は、本県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」

(平成31年3月総務省公表。以下、「ガイドライン」という。)に基づき、「愛知県内部統制基本方針」(令和2年3月26日策定。以下、「基本方針」という。)を策定し、当該基本方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本県においては、令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

なお、評価手続は、ガイドラインに基づき、全庁的な内部統制の評価及び業務レベルの内部統制の評価を行いました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、全庁的な内部統制は有效地に整備・運用されていましたが、業務レベルの内部統制は有效地に整備されているものの、運用上の重大な不備を2件把握しました。

よって、本県の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有效地に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備については、知事部局において、委託先業者との間で締結された障害児等療育支援事業実施委託契約等において、県の誤認により消費税額を計上せずに当該委託契約を締結していたため、相手方に非課税取引であると誤信させ、修正申告によって納付することとなった消費税額及び延滞税について、相手方に損害を与えたものであります。

当該不備については、社会福祉法及び国通知の内容を周知徹底するなど再発防止に取り組んでいます。

また、愛知県警察本部において、瀬戸警察署庁舎建築等設計業務契約を締結する際、プロポーザル方式の点数の集計を誤り、契約者を取り違えて締結したため、誤りが判明するまでに行った設計業務に要した人件費等について、相手方に損害を与えたものであります。

愛知県警察本部では、フローチャートや業務ごとの担当者一覧表を作成して責任を明確化するとともに、決裁時においても確認し易い状況を整えるなど再発防止に取り組んでいます。

令和6年6月28日 愛知県知事 大村秀章